

## 静岡県地球温暖化防止県民会議会則

### (目的)

第1条 「静岡県地球温暖化対策実行計画」(以下「計画」という。)を具体的、効果的に推進していくため、県民、事業者、行政機関等の各主体が、それぞれの役割を認識しつつ相互に連携して取組を進めていくための推進体制として、「静岡県地球温暖化防止県民会議」(以下「県民会議」という。)を設置する。

### (事業)

第2条 県民会議は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 計画に掲げた各種施策の推進
- (2) 計画の進捗状況の点検・評価、並びに施策の追加、改善の提案
- (3) 地球温暖化対策に関する普及啓発の推進
- (4) その他、計画の目標達成に必要な事項
- (5) 計画の見直し等、計画全般に関する事項

### (構成及び委員)

第3条 県民会議は、別表に掲げる団体等及び、知事が指名する学識経験者(以下、「学識経験者」という。)をもって構成する。

- 2 県民会議の委員は、前項に掲げる団体等から選任される者及び、学識経験者とする。

### (役員)

第4条 県民会議に会長1名及び副会長1名を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は会務を総理し、県民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長が指名する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

### (県民会議)

第5条 県民会議は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

- 2 県民会議は、委員の2分の1以上の出席をもって開会する。
- 3 県民会議の議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

### (部会)

第6条 県民会議の円滑な運営を図るため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、別表に掲げる団体等の中から会長の指名する団体等及び、学識経験者の中から会長の指名する者をもって構成する。
- 3 部会員は、前項に掲げる団体等から選任される者及び、会長の指名する学識経験者とする。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する。
- 5 部会は、必要に応じて部会長が招集し、これを主宰する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 7 部会長は、必要に応じ、分科会等を設けることができる。

### (アドバイザー)

第7条 知事は、専門的な見地から助言等を行うアドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)を指名することができる。

- 2 会長又は部会長は、必要があると認めるときは、県民会議又は部会にアドバイザーの出席を求め、

意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 県民会議及び部会等の事務は、静岡県において地球温暖化対策を所管する部署が行う。

(雑則)

第9条 この会則に定めるもののほか、県民会議の運営等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日等)

この会則は、平成18年12月13日から適用する。

(施行期日等)

この会則は、平成26年1月21日から適用する。

(施行期日等)

この会則は、令和4年5月24日から適用する。

## 別表

静岡県地球温暖化防止県民会議構成団体
エネルギー管理指定工場連絡会静岡地区会
(一社)静岡県LPガス協会
静岡県ガス協会
(一社)静岡県環境資源協会
静岡県漁業協同組合連合会
(一社)静岡県経営者協会
(公社)静岡県建築士会
(公財)静岡県産業振興財団
(公社)静岡県産業廃棄物協会
(公社)静岡県私学協会
静岡県森林組合連合会
(一社)静岡県商工会議所連合会
静岡県商工会連合会
静岡県消費者団体連盟
静岡県生活衛生同業組合連合会
静岡県石油商業組合
(一社)静岡県地域女性団体連絡協議会
静岡県中小企業団体中央会
静岡県電機商業組合
(一社)静岡県トラック協会
静岡県農業協同組合中央会
(一社)静岡県バス協会
(一社)静岡県フロン回収事業協会
(一社)日本自動車販売協会連合会静岡県支部
(公財)浜松地域イノベーション推進機構
中部電力株式会社静岡支店
東京電力パワーグリッド株式会社静岡総支社
静岡県地球温暖化防止活動推進センター
静岡県市長会
静岡県町村会
静岡市
浜松市
静岡県
静岡県教育委員会